得税額の百分の二十（当該供用年において第二号に掲げる場合に該当する場合には、百分の十五）に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一　当該個人の前条第三項第五号に規定する継続雇用者給与等支給額からその継続雇用者比較給与等支給額（同項第六号に規定する継続雇用者比較給与等支給額をいう。以下この号において同じ。）を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額に対する割合が百分の三以上である場合　百分の五

二　前号に掲げる場合以外の場合　百分の三

4　第一項の規定は、個人が所有権移転外リース取引により取得した革新的情報産業活用設備については、適用しない。

5　第一項及び第二項の規定は、確定申告書に、これらの規定により必要経費に算入される金額についてのその算入に関する記載があり、かつ、革新的情報産業活用設備の償却費の額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

6　第三項の規定は、確定申告書（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる革新的情報産業活用設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる革新的情報産業活用設備の取得価額は、確定申告書に添付された書類に記載された革新的情報産業活用設備の取得価額を限度とする。

7　その年分の所得税について第三項の規定の適用を受ける場合における所得税法第百二十条第一項第三号に掲げる所得税の額の計算については、同号中「第三章（税額の計算）」とあるのは、「第三章（税額の計算）及び租税特別措置法第十条の五の五第三項（革新的情報産業活用設備を取得した場合の所得税額の特別控除）」とする。

8　第四項から前項までに定めるもののほか、第三項第一号に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合における同項各号に掲げる場合の区分その他第一項から第三項までの規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第十条の六第一項中「当該超える」を「その超える」に改め、同項第五号中「又は第四項」を削り、「それぞれ同条第三項」を「同項」に改め、「又は同条第四項に規定する繰越税額控除限度超過額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額」を削り、同項第十二号を同項第十四号とし、同項第十一号中「前条第一項」を「第十条の五の四第一項」に改め、同号を同項第十二号とし、同号の次に次の二号を加える。

十三　第十条の五の四第二項の規定　同項に規定する中小事業者税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

十三の二　前条第三項の規定　同項に規定する税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額

第十条の六第一項第十号を同項第十一号とし、同項第九号を同項第十号とし、同項第八号中「から第三項まで」を「又は第二項」に、「、同条第二項に規定する地方事業所税額控除限度額のうち同項の規定による控除をしても控除しきれない金額を控除した金額又は同条第三項」を「又は同条第二項」に改め、同号を同項第九号とし、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の二を同項第七号とし、同条第二項中「第十条の二第四項、」を削り、同条第三項中「、第十条の二第五項」を削り、同条第五項中「前項」を「第四項及び前項」に改め、「判定」の下に「、第五項第一号に規定する継続雇用者給与等支給額及び同号に規定する継続雇用者比較給与等支給額が零である場合における同号に掲げる要件に該当するかどうかの判定」を加え、「同項から」を「第一項から」に改め、「まで」の下に「又は第五項」を加え、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5　個人（第十条第八項第五号に規定する中小事業者を除く。第一号及び第二号において同じ。）が、平成三十一年から平成三十三年までの各年（以下この項及び次項において「対象年」という。）において第一項第一号、第三号、第四号、第七号又は第十三号の二に掲げる規定（以下この項及び次項において「特定税額控除規定」という。）の適用を受けようとする場合において、当該対象年において次に掲げる要件のいずれにも該当しないとき（当該対象年（事業を開始した日の属する年、相続又は包括遺贈により事業を承継した日の属する年及び事業の譲渡又は譲受けをした日の属する年のいずれにも該当しない年に限る。以下この項において「特定対象年」という。）の年分の事業所得の金額が当該特定対象年の前年分の事業所得の金額以下である場合として政令で定める場合を除く。）は、当該特定税額控除規定は、適用しない。

一　当該個人の第十条の五の四第三項第五号に規定する継続雇用者給与等支給額が当該個人の同項第六号に規定する継続雇用者比較給与等支給額を超えること。

二　当該個人の第十条の五の四第三項第七号に規定する国内設備投資額が当該個人の同項第八号に規定する償却費総額の百分の十に相当する金額を超えること。

6　前項に規定する個人が対象年において特定税額控除規定の適用を受ける場合（同項各号に掲げる要件のいずれかに該当することにより同項の規定の適用がない場合に限る。）における第十条第十項、第十条の四第六項及び前条第六項の規定の適用については、これらの規定により添付すべき書類は、これらの規定に規定する書類及び当該各号に掲げる要件のいずれかに該当することを明らかにする書類とする。

第十一条第一項の表に次の一号を加える。

四　エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成二十二年法律第三十八号）第二条第一項に規定する非化石エネルギー源のうち永続的に利用することができると認められるもの（以下この号において「再生可能エネルギー源」という。）から電気若しくは熱を得るため若しくは再生可能エネルギー源から燃料を製造するための機械その他の減価償却資産（以下この号において「再生可能エネルギー利用資産」という。）のうち太陽光若しくは風力以外の再生可能エネルギー源を利用して政令で定めるもの（以下この号において「再生可能エネルギー発電設備」という。）の利用に資するもの又は主として再生可能エネルギー利用資産とともに使用されるためのエネルギー利用資産で当該再生可能エネルギー利用資産の持続的な利用に資するものとして政令で定めるもの（以下この号において「再生可能エネルギー発電設備等」という。）を国内において事業の用に供する個人（電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第二条第一項第九号に規定する一般送配電事業者に該当するものを除く。）	当該再生可能エネルギー発電設備等	百分の二十

第十三条第一項中「平成三十年三月三十一日」を「平成三十二年三月三十一日」に、「以下この条」を「第三号ロ及び第三項」に改め、「当該障害者使用機械等のうち」及び「同項の規定により計算した当該工場用の建物及びその附属設備に係る償却費の額の」を削り、同項第三号イ中「百分の五十」を「百分の五十五」に改め、同条第二項中「とする。」を削り、同条第三項第一号中「第二条第二号に規定する身体障害者、同条第四号に規定する知的障害者及び同法第六十九条に規定する精神障害者」を「第三十七条第二項に規定する対象障害者」に改め、同項第三号中「身体障害者又は知的障害者である短時間労働者」を「対象障害者である短時間労働者」に、「、同条第五項」を「及び同条第五項」に改め、「及び同法第七十一条第一項に規定する精神障害者である短時間労働者（次号において「精神障害者である短時間労働者」という。）」を削り、同項第四号中「、身体障害者又は知的障害者である短時間労働者及び精神障害者である短時間労働者」を「及び対象障害者である短時間労働者」に改め、同項第五号中「第六十九条」を「第三十七条第二項」に改める。